

# 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転技能講習

機体重量3トン以上の車両系建設機械で作業を行う資格です。  
(トラクター・ショベル、バック・ホウ、ブルドーザー等)

## ◎ 申込み方法

ご来校、または電話でお申し込み下さい。受講人数に制限がありますので予約制となります。

講習初日の受付は、午前8:40分から9:00分です。(時間厳守)

※ 時間に遅れたり、提出書類等を忘れると受けられません。

## ◎ 講習初日提出して頂くもの

- ① 運転免許証      ② 不整地運搬車運転技能講習修了証(原本)
- ③ 小型車両系建設機械(整地等)特別教育修了証及び運転経歴証明書(事業主証明)(原本)  
(大型、中型又は普通免許の方で小型車両系(整地等)特別教育修了証を有し3ヶ以上の従事経験のある方)
- ④ 受講料 40,700円(税込)
- ⑤ 筆記用具
- ⑥ 実技に適する服装・手袋・靴(ヘルメットは準備しております。)(2日目)

## ◎ 受講資格・時間割表 Bコース 学科9H 実技5H (2日間)

◎大特免許を有する方    ◎不整地運搬車運転技能講習修了を修了した方

◎大型、中型、準中型又は普通免許所持者で小型車両系(整地等)特別教育を修了し3ヶ以上の従事経験のある方

1日目

2日目

8:40～9:00	受付、説明等	8:05～9:05	関係法令
9:10～10:10	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	9:10～10:10	学科試験
10:15～11:15	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	10:15～11:15	作業のための装置の操作(実技)
11:20～12:20	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	11:20～12:20	作業のための装置の操作(実技)
13:20～14:20	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	13:20～14:20	作業のための装置の操作(実技)
14:25～15:25	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	14:25～15:25	作業のための装置の操作(実技)
15:30～16:30	運転に必要な一般的事項に関する知識	15:30～16:30	作業のための装置の操作(実技)
16:35～17:35	運転に必要な一般的事項に関する知識	16:35～	実技試験(受講人数により終了時間が延びます)
17:40～18:40	運転に必要な一般的事項に関する知識		

講習  
予約日

月 日 ～ 日

※キャンセルされる場合は早めに連絡して下さい。

秋田労働局長登録教習機関

(株)鷹巣交通 県北技能講習センター

〒018-3301 秋田県北秋田市綴子字佐戸袋6

TEL 0186-62-1845 FAX 0186-62-1846